

四季が丘地区コミュニティづくり協議会

規 約

平成16年2月2日

四季が丘地区コミュニティづくり協議会 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、四季が丘地区コミュニティづくり協議会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の協力と連携によって、暖かい人間関係がもてる地域づくりを共通の願いとして、新しい生活意識の醸成並びに社会福祉に貢献することを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、前条の目的を逐げるため、次の方針により活動する。

- 1 本会は、目的を同じくする地区内外の他団体及び機関と協力・連携する。
- 2 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体等の支配・統制、干渉も受けない。
- 3 本会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利のみを目的とするような行為は行わない。

(組織)

第4条 本会は、第6条によるところの会員を母体として、本会の第2条の目的に賛同する地区内の各種団体並びに学識経験者をもって組織する。

(事務局)

第5条 本会は、事務局を四季が丘公民館におくことができる。

第2章 会 員

(会員)

第6条 本会の会員は、四季が丘地区内に住所を有するものとする。

第7条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第3章 役員、理事及び非常任理事等

(役員)

第8条 本会に、次の役員をおく。

| | |
|------|----------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名以上5名以下 |
| 事務局長 | 1名 |
| 書記 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 会計監査 | 2名 |

(理事及び非常任理事)

第9条 本会には、理事及び非常任理事をおく。

| | |
|-------|-----|
| 理事 | 若干名 |
| 非常任理事 | 若干名 |

(役員を選出)

第10条 本会の役員は、次の方法により選出する。

- 1 会長、副会長、事務局長、書記、会計、会計監査は、会員の中から立候補並びに推薦によって選出し、円卓会議の議を経て総会において決議する。
- 2 役員が不在が生じ、本会の運営に支障をきたす場合、役員選出について町内会連合会と共同で行うこととする。
- 3 役員は、できる限り町内会役員（班長を除く）との兼務はしないこととする。

(理事及び非常任理事の選出)

第11条 本会の理事及び非常任理事は、次のものを充てる。

- 1 理事は、町内会連合会会長、各町内会会長、コミュニティづくり協議会の各部部長及び、各種団体の代表をもってあてる。
- 2 非常任理事は、各種特別委員会から代表1名及び本会運営に必要な学識経験者をもってあてる。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。また、必要に応じて規約第19条の会議を召集することができる。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長不在の場合はその職務を代行する。また、本会の円滑な運営のため、事業を推進し、関係諸団体との調整を行う。
- 3 事務局長は、本会の事務を司る。また、役員相互の連絡及び関係団体との連絡調整を行う。
- 4 書記は、総会、円卓会議、執行役員会の議事録を作成し、事務局長を補佐する。
- 5 会計は、本会の会計を司る。
- 6 会計監査は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

(理事及び非常任理事の任務)

- 第13条 理事及び非常任理事の任務は、次のとおりとする。
- 1 理事及び非常任理事は、円卓会議において議事を審議し、本会の活動が円滑に推進できるよう協力する。
 - 2 理事及び非常任理事は、各部、各種団体、特別委員会の活動が円滑に推進できるよう協力する。

(役員任期)

- 第14条 役員任期は、2年間とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、第10条の1ならびに2に基づき選出を行う。また、その任期は前任者の残任期間とする。

(理事及び非常任理事の任期)

- 第15条 理事及び非常任理事の任期は、以下のとおりとする。
- 1 町内会連合会会長並びに、各町内会会長については、町内会連合会規則並びに、各町内会会則の定めに準じる。
 - 2 コミュニティづくり協議会の各部部長については、別に定めるコミュニティづくり協議会運営細則の部員の任期に準じる。
 - 3 各種団体代表については、所属する各種団体の規約等の定めにそれぞれ準じるものとする。
 - 4 理事及び非常任理事の欠員または、途中交替が生じた場合、各団体は速やかに代理を選出し、円卓会議に報告する。

(顧問)

- 第16条 会長は、必要に応じて顧問を選任することができる。ただし、顧問は、本会の会議の決議権は有しない。

(事務局員)

- 第17条 会長は、本会の事務運営を補助する事務局員を委嘱することができる。ただし、事務局員は、本会の会議の議決権を有しない。

(総代)

- 第18条 総代は、本会の総会及び臨時総会に出席することができる。総代は、総会の議事を審議し、その議決権を有する。

第4章 会 議

(会議)

第19条 本会の会議は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|---|-------|---|---|-------|---|
| 1 | 総 | 会 | 4 | 部 | 会 |
| 2 | 円卓会議 | | 5 | 特別委員会 | |
| 3 | 執行役員会 | | | | |

(総会)

第20条 総会は、本会の最高議決機関であつて、定時総会と臨時総会とし総代（運営細則）をもつて構成する。

- 1 定時総会は、年度初めに開催する。
- 2 臨時総会は、会長及び円卓会議が必要と認めた時に開催する。
- 3 総会の議長は、構成員の中から選任する。

(総会の任務)

第21条 総会は、次のことを議決、承認する。

- 1 年間事業計画及び予算、決算に関すること。
- 2 会長、副会長、事務局長、書記、会計、会計監査の選出に関すること。
- 3 規約改正に関すること。
- 4 その他の重要事項に関すること。

(円卓会議)

第22条 円卓会議は、会長、副会長、事務局長、書記、会計、理事、及び非常任理事をもつて構成する。

- 1 円卓会議は、会長及び執行役員会が必要と認めた時、または、円卓会議の構成員のうち2分の1以上から会議の目的たる事項を示して要請があればその日から10日以内に会長がこれを招集する。
- 2 円卓会議の議長は、副会長がこれにあたる。

(円卓会議の任務)

第23条 円卓会議は、次の任務を行う。

- 1 総会で議決した事項の執行に関すること。
- 2 総会に付議すべき事項に関すること。
- 3 その他の総会の議決に要しない会務の執行に関すること。
- 4 各種団体の入会に関すること。
- 5 各種行事・事業運営の連絡調整に関すること。
- 6 本会運営に急を要する事項については、円卓会議で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告する。

(執行役員会)

第24条 執行役員会は、会長、副会長、事務局長、書記、会計をもって構成する。

- 1 執行役員会は、会長が必要と認めた時、又は、執行役員会の構成員のうち2分の1以上から会議の目的たる事項を示して要請があれば、その日から10日以内に会長がこれを招集する。
- 2 執行役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、執行役員会の審議に際し、理事、非常任理事、顧問及び事務局員を招集することができる。

(執行役員会の任務)

第25条 執行役員会は、次の任務を行う。

- 1 円卓会議に付議すべき事項に関すること。
- 2 円卓会議の議決に要しない会務の執行に関すること。
- 3 特別委員会の設置に関すること。
- 4 本会運営に急を要する事項については、執行役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の円卓会議において報告する。

(部会)

第26条 部会は、5部会とし部員をもって構成する。5部会とは、広報部・体育部・福祉部・生活文化部・青少年部を指す。

- 1 部会は、部長が招集し議長となる。
- 2 部員の互選により部長1名・副部長1名・書記1名・会計1名を選出する。

(部会の任務)

第27条 部会は、次の任務を行う

- 1 本会の目的(第2条)に準じた事業を実施する。
- 2 事業計画及び収支予算を立案し円卓会議に提出する。
- 3 事業計画に基づき具体的な実施方法を研究、協議し、これを実施する。
- 4 事業計画及び収支決算を円卓会議に提出する。

(特別委員会)

第28条 本会は、本会の事業推進に関わる特別委員会を設置できる。

- 1 特別委員会は、本会の会員及び学識経験者をもって構成する。
- 2 特別委員会設置は、次の場合とする。
 - 1) 諸団体と連携し、地域全体に有益となる事業を実施する場合
 - 2) 本会の運営や規約改正等に関する協議機関を設置する場合

(定足数)

第29条 会議は、各会議の構成員の2分の1（委任状を含む）以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。可否同数の時は議長がこれを決する。委任状は、会議の議決に従うものとする。

(議事録)

第31条 会議の議事については、議事録を作成する。

第5章 会 計

(会計)

第32条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金等をもって充てる。

第33条 本会の会計年度は、4月1日から、翌年3月31日までとする。

第34条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

(活動経費の支払い)

第35条 本会は、役員、理事、非常任理事及び部員等が、本会の活動に参加することで生じた活動経費（通信費、交通費等）を支払うことができる。

第36条 本会は、事務局員の活動経費を支払うことができる。

第6章 運 営 細 則

第37条 本会の運営に必要な細則は、この規範に反しない限り円卓会議で決議し、執行できる。

第38条 円卓会議は、運営細則を改正した時は、速やかに全会員に報告しなければならない。

第7章 改 正

第39条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成で改正する。

第8章 附 則

本規約は、1992年（平成4年）4月5日から施行する。

本改正規約は、1994年（平成6年）3月6日から施行する。

本改正規約は、1995年（平成7年）3月29日から施行する。

本改正規約は、1996年（平成8年）4月14日から施行する。

本改正規約は、2004年（平成16年）2月2日から施行する。

四季が丘コミュニティづくり協議会

運 営 細 則

平成16年2月2日

平成25年4月1日改正

平成26年4月1日改正

四季が丘地区コミュニティづくり協議会運営細則

第1条 この運営細則は、四季が丘地区コミュニティづくり協議会規約第37条及び第38条により定める。

(会費)

第2条 会費は、一戸あたり年額500円とする。

(会費の納付)

第3条 会費は、毎年3月31日現在の戸数分を町内会別に取りまとめ、一戸あたり500円を5月31日までにコミュニティ会計に納入する。

(助成金)

第4条 夏祭り助成金は、一戸あたり年額500円とする。

(助成金の納付)

第5条 夏祭り助成金は、毎年3月31日現在の戸数分を町内会別に取りまとめ、一戸あたり500円について5月31日までにコミュニティ会計に納入する。

(部会の事業)

第6条 各部会は、次の事業を行う。

- 1 広報部・・・地域の情報及びコミュニティづくり協議会に関する情報を取り入れた広報誌「広報四季が丘」を発行し、住民の連帯意識の高揚につとめる。
- 2 体育部・・・地域住民の交流を促進する、スポーツ、レクリエーション活動を体育指導員と連携し、実施する。
- 3 福祉部・・・地域の諸団体と連携し、敬老会事業を実施する。並びに、地域の社会福祉活動の啓発活動を実施する。
- 4 生活文化部・・・ふるさとの伝統行事（とんど等）を実施する。ならびに、地域の安全、安心に関わる事業を企画し、実施する。
- 5 青少年部・・・青少年を対象とした事業を地域各種団体と連携し、実施する。

(部員)

第7条 本会に次の部員をおく。

| | |
|---------|-------|
| 広報部部員 | 11名以上 |
| 体育部部員 | 11名以上 |
| 福祉部部員 | 11名以上 |
| 生活文化部部員 | 11名以上 |
| 青少年部部員 | 11名以上 |

(部員の選出)

第8条 部員は、会員の中から、立候補並びに推薦によって選出し、円卓会議の議を経て総会に報告する。立候補並びに推薦なき時、及び定員に満たない時は、各町内より、各部1名ずつ選出する。また、選出は以下のとおりとする。

- 1 他の部との兼務はできないものとする。
- 2 部員は、できる限り町内会役員（班長を除く）との兼務はしないこととする。
- 3 部員の選出における条件及び選出の時期は、執行役員会並びに円卓会議で協議を行う。

(部員の任務)

第9条 部員は、本会の目的のために運営細則第6条の事業を行う。

(部員の任期)

第10条 部員の任期は、以下のとおりとする。

- 1 事業の継続と発展のため、任期は原則2年間とし、再任を妨げないものとする。
- 2 任期途中で欠員を生じた場合、欠員が生じた町内会より後任を選出する。また、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 各町内会の事務手続き調整のため、運営細則第10条の1は、平成17年4月1日から施行する。
- 4 平成16年4月1日～平成17年3月31日までのものは、任期を1年間とし、再任を妨げないものとする。

(総代の数及び選出)

第11条 総代数は、毎年12月31日現在の四季が丘地区内に居住する戸数の1割とする。総代は、会員とし、新旧町内会長及び新旧部員を含むものとする。また、その選出は、各町内会が当たる。

(組織内の各種団体)

第12条 各種団体とは、次の団体をいう。

人権推進協議会、公衆衛生推進協議会、寿会、民生・児童委員、スポーツ推進委員、消防団、四季が丘小学校PTA、四季が丘中学校PTA、陽だまりポポロ、四季が丘地区社会福祉協議会、四季が丘市民センター

(各種団体の任務)

第13条 各種団体は、本会の目的達成のため関係各部と連絡を密にし、円卓会議、執行役員会、特別委員会、部会などに参加し意見を述べるものとする。

(各種団体の資格)

第14条 各種団体は、市、県などの上部団体に属することにより団体資格を取得したものとする。ただし、上部団体が存在しない場合は、円卓会議の承認を受けたものが、団体の資格を有する。

(議事録)

第15条 規約第31条の議事録は、次のとおりである。

- 1 議事録には、次の事項を記載する。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数
 - (3) 会議に出席した構成員の数または氏名（委任状を含む）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
- 2 会員から議事録閲覧の要請があれば、これを行う。

(事務局員の委嘱及び任期)

第16条 事務局員の委嘱及び任期は、以下のとおりとする。

- 1 会長は、複数の事務局員を委嘱できる。
- 2 事務局員の任期は、2年間とし、再任を妨げない。
- 3 会長は、事務局員を委嘱した場合、円卓会議に報告する。

(事務局員の任務)

第17条 事務局員の任務は、次のとおりとする。

- 1 事務局員は、本会の運営に関わる事務活動を補佐する。
- 2 事務局員は、円卓会議、執行役員会、特別委員会、部会に出席できる。

(特別委員会の運営)

第18条 特別委員会の運営は、次のとおりとする。

- 1 本会は、必要に応じて、特別委員会の委員を公募することができる。
- 2 特別委員会は、委員長を選出する。
- 3 委員長は、特別委員会運営のため委員を招集し、会議を開催できる。
- 4 委員長は、事業の内容に応じ、役員、理事及び非常任理事を特別委員会に召集できる。

(特別委員会の任務)

第19条 特別委員会は、事業推進において、次の任務を行う。

- 1 事業計画及び収支予算を立案し円卓会議に提出し承認を得る。また、構成委員名を円卓会議に報告する。
- 2 事業計画に基づき具体的な実施方法を研究、協議し、これを実施する。
- 3 事業を会員に報告する。
- 4 事業実施に必要な人的な支援及び経費をコミュニティづくり協議会、町内会連合会等の関係機関に請求できる。
- 5 事業経過及び収支決算を円卓会議に報告する。

6 特別委員会の設立期間は、本会の会計年度の期間とする。

(その他の団体及び会員に関する事項)

第20条 その他の団体及び会員とは、本会の円卓会議に所属せず、本会の活動に協力するものを指す。

(その他の団体及び会員への支援とその任務)

第21条 本会は、事業推進に協力する団体及び会員に支援を行う。

- 1 会員全体の有益となる活動を行う団体・会員に対し、人的並びに経費の支援を行う。
- 2 支援を受ける団体及び会員は、円卓会議に事業計画及び予算を提出する。
- 3 支援を受けた団体及び会員は、円卓会議に事業経過及び決算を報告する。

(役員等の公募において、役員等の定数を超える応募があった場合の処置)

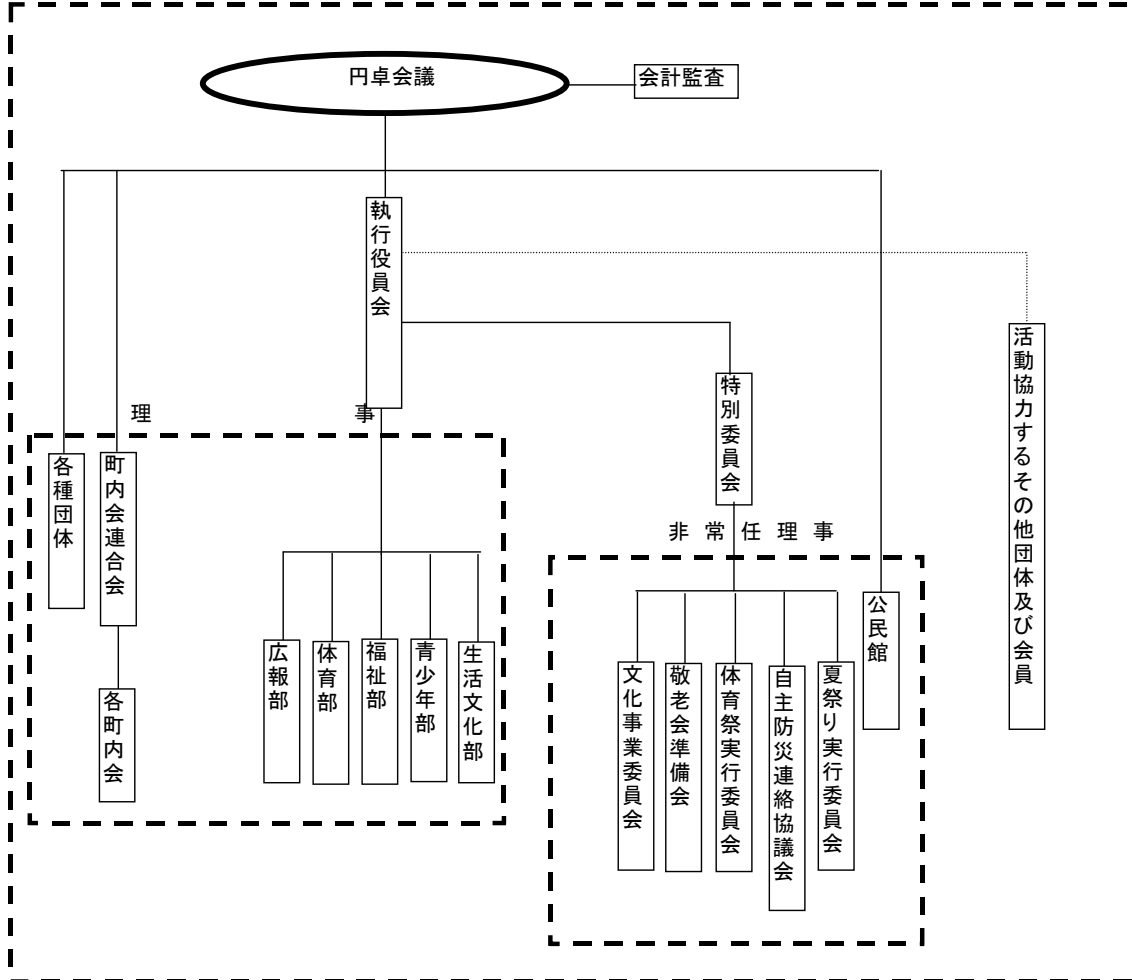
第22条 役員等の公募において、定数を超える応募があった場合、円卓会議において本会理事全員に応募者を紹介し、本会理事による無記名投票を実施する。

- 1 定数1名の役職の場合は、得票数が二分の1を超える者が任に就く。
- 2 定数複数名の役職の場合は、無記名投票において、得票数上位者から定数分に該当する者が任に就く。

【補足資料】

四季が丘コミュニティづくり協議会の組織について

四季が丘地区コミュニティーづくり協議会の組織イメージ図



円卓会議の理事の内訳について

1. コミュニティづくり協議会の各部代表者 1 名 * 5 部会: 5 名
「生活文化部・青少年部・福祉部・体育部・広報部の各部員 11 名の中から部長が選出され、理事となる。」
2. 町内会連合会は、連合会長が理事となる。: 1 名
3. 町内会は、各町内の町内会長が理事となる。: 11 名
「町内会は、四季が丘内に 11 町内ある。1, 2 丁目はひとつの町内会を形成している。円卓会議への出席は、町内会長でなくともその代理権者(副会長)でも構わない。」
4. 各種団体は、運営細則第 12 条参照: 11 名
「現在、登録の団体は、第 12 条のとおり、11 団体であるが、将来は、各々の組織の改正で廃止、結成がある。よって、円卓会議の理事も増減が生じる。ただし、団体の新規登録においては円卓会議の承認が必要である。」
5. 以上により、現時点の理事の人数は、27 名となる。

円卓会議の非常任理事について

1. 公民館は、館長または、公民館職員(市職員)を指し、円卓会議には公民館代表として出席する。: 1 名
2. 夏祭り実行委員会は、地域内の有志の集まりにより組織され、コミュニティ執行役員会と協力して事業を行うことになる。非常任理事として、夏祭り実行委員会の代表者が円卓会議に出席する。: 1 名
3. 自主防災連絡協議会は、平成 16 年 2 月 2 日現在、組織化に向けて準備中である。構想では、各町内で 2 名の自主防災委員を選出し、20 名の自主防災委員の集まった組織を連絡協議会と称す。この代表者を非常任理事とする。: 1 名
4. 体育祭実行委員会は、体育指導員、体育部員、主にコミュニティ役員及び体育部 OB、執行役員会の共同組織である。その代表者を非常任理事とする。: 1 名
5. 敬老会準備会は、福祉部、民生・児童委員、公民館、一般ボランティア団体、執行役員会の共同組織である。その代表者が非常任理事となる。: 1 名
6. 文化事業委員会は、地域内で行うコンサートなどの文化事業を主催する組織である。例えば、PTA と青少年部、地域内の有志(例:ポポロの会)と青少年部などによる共同事業を行う委員会とし、その代表者を非常任理事とする。: 1 名
7. 以上により、非常任理事の人数は 6 名となるが、この非常任理事は、役員あるいは理事が兼務している場合がある。また、非常任理事は、毎回の円卓会議に参加する必要はない。

その他

1. 円卓会議の関係者の人数は、役員 11 名、理事 27 名、非常任理事 6 名、最大 44 名となる。
2. 活動協力するその他団体及び会員とは、一般ボランティアグループ、地域で行うイベントの企画運営グループや個人を指しており、人数について明記しない。